(563) 北緯二三度二五分二三秒・四〇四六東経一四七度一〇分一八秒・六七七二の点
(564) 北緯二三度二五分二四秒・一八七〇東経一四七度九分五六秒・八三三七の点
(565) 北緯二三度二五分・〇八一一東経一四七度九分三四秒・九九五二の点
(566) 北緯二三度二五分二六秒・〇八六八東経一四七度九分一三秒・一六二五の点
(567) 北緯二三度二五分二七秒・二〇四二東経一四七度八分五一秒・三三六〇の点
(568) 北緯二三度二五分二八秒・四三三二東経一四七度八分二九秒・五一六五の点
(569) 北緯二三度二五分二九秒・七七三八東経一四七度八分七秒・七〇四七の点
(570) 北緯二三度二五分三一秒・二二五九東経一四七度七分四五秒・九〇一二の点
(571) 北緯二三度二五分三二秒・七八九五東経一四七度七分二四秒・一〇六七の点
(572) 北緯二三度二五分三四秒・四六四五東経一四七度七分二秒・三二一八の点
(573) 北緯二三度二五分三六秒・二五〇九東経一四七度六分四〇秒・五四七三の点
(574) 北緯二三度二五分三八秒・一四八七東経一四七度六分一八秒・七八三七の点
(575) 北緯二三度二五分四〇秒・一五七七東経一四七度五分五七秒・〇三一八の点
(576) 北緯二三度二五分四二秒・二七七九東経一四七度五分三五秒・二九二二の点
(577) 北緯二三度二五分四四秒・五〇九三東経一四七度五分一三秒・五六五六の点
(578) 北緯二三度二五分四六秒・八五一八東経一四七度四分五一秒・八五二五の点
(579) 北緯二三度二五分四九秒・三〇五三東経一四七度四分三〇秒・一五三八の点
(580) 北緯二三度二五分五一秒・八六九七東経一四七度四分八秒・四七〇一の点
(581) 北緯二三度二五分五四秒・五四五〇東経一四七度三分四六秒・八〇一九の点
(582) 北緯二三度二五分五七秒・三三一〇東経一四七度三分二五秒・一五〇一の点
(583) 北緯二三度二六分〇秒・二二七七東経一四七度三分三秒・五一五一の点
(584) 北緯二三度二六分三秒・二三五一東経一四七度二分四一秒・八九七八の点
(585) 北緯二三度二六分六秒・三五二九東経一四七度二分二〇秒・二九八八の点
(586) 北緯二三度二六分六秒・四一九二東経一四七度二分一九秒・八四七六の点
(587) 北緯二三度二四分五一秒・五四六六東経一四六度四五分一五秒・一八二〇の点
(588) 北緯二三度四九分〇秒・九一二〇東経一四五度四一分〇秒・五三一六の点
(589) 北緯二四度一八分五八秒・一五八〇東経一四五度七分一四秒・二五三六の点
(590) 北緯二七度〇分〇秒・〇〇〇〇東経一四五度〇分〇秒・〇〇〇〇の点

附　則

この政令は、令和六年七月二十日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百三十一号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「七十一人」を「七十八人」に改める。

第八条第三項中「百五人」を「百十二人」に改める。

附則第二項中「一人は、」を「、四人は令和七年三月三十一日まで、他の一人は」に改める。

附則第四項中「百五人」を「百十二人」に、「百四人」を「百十一人」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4　第八条の内閣参事官（同条第三項ただし書の規定により置かれるものを除く。）のうち四人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、令和六年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄